

原規故発第16072610号

平成28年7月27日

大規模自然災害発生時等における原子力規制委員会への情報提供について
(依頼)

原子力規制委員会

NRA-D a - 1 6 - 0 0 1

原子力規制委員会（以下「当委員会」という。）は、平成28年熊本地震を契機として、平成28年5月25日の原子力規制委員会決定及び同年7月13日の原子力規制委員会における原子力規制庁からの報告に基づき、大規模自然災害発生時等に原子力施設の状況等の迅速な確認と的確かつ丁寧な対外的説明等を行うため、初動対応体制を強化するとともに、情報発信を強化することとしました。つきましては、これに伴い必要となる情報の提供について、下記のとおり協力をお願いいたします。

記

1. 次の①から③の事象が発生した場合は、速やかに原子力施設（実用発電用原子炉、高速増殖炉及び再処理施設を対象とする。以下同じ。）の異常の有無等について、当委員会まで情報提供すること。ただし、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部が設置される場合を除く。

- ①国内において、震度6弱以上の地震
- ②東京23区内で震度5強以上の地震
- ③気象庁による大津波警報の発表

2. 次の④に該当する事象においては、当委員会から原子力事業者に対し事象が発生した旨の連絡があった場合は、速やかに原子力施設の異常の有無等について当委員会まで情報提供すること。

- ④内閣危機管理監による参集事象

3. 1. 及び2. の情報提供については、平成28年8月10日から運用を開始すること。